

資料1.第195回国会参議院財政金融委員会会議録第2号 平成29年12月5日
pp.1,23-26

●藤末健三議員

続きましては、このフィンテックに関係しますと、ICOというものがございまして。これは、皆様、IPO、株式の上場による資金調達というのは聞かれたことがあると思うんですけど、これと非常に似ておりまして、ICO、イニシャル・コイン・オファリングといたしまして、コインをトークンといたしまして、トークンを出して公衆からお金を集めていくという新しい資金調達の方法でございまして。

よくこのICO、今ビットコインとか名前出ておりますので、仮想通貨との連携が非常に強いものでございまして、なかなか整備が追いついていないという状況でございまして。

どういうことかと申しますと、例えばこのICOでお金を調達して配当をしますと有価証券になってしまうと。一方、配当をしなければただのコインとして扱われると。では、どちらがいいんですかということで、例えば有価証券になった場合には金商法とか資金決済法とか出資法とかで規制されますけど、一方で、そういう配当を行えない場合には特定商品取引法しかないという状況になっておりまして、実際に、ICOをしたいけれど、どういう法律が枠組みになっているかというのが分からないという話もございまして。

また、このトークンで、先ほど申しましたコインを出して資金を調達した場合に、それが資金調達なのに売上げとしてカウントされると。じゃ、売上げとするとどうなるかと申しますと、初年度、売上げが上がって課税されてしまうという、資金調達なのに。そうすると、何のためにこのICOをしたか分かりませんねという話も実際に聞いています、現場から。

同時に、IPOの場合、株式を上場するときにはちゃんと審査されて、きちんとその中身があるものしか上場できないと、東証などの場合は。ただ、このICOは上場ルールがないので、いろんな通貨を使ってやりますよという話が、登録でございまして、基本的に、仮想通貨の、ということもございまして、私が思い当たるだけでもこれだけいろんな規制上の問題があるわけでもございまして。

このようなICO、実は、二〇一六年、アメリカでは百十億円のICOの資金調達だったものが、二〇一七年には何と四千億円に上がっているという状況でございまして。日本も今年十一月にICOの一例が出まして、大体百億円の調達になったということで、これから恐らく企業などが資金調達するための新しい方法になると思うんですが、そのICOの規制をどう考えているか、池田局長、よろしくお願ひいたします。

●政府参考人（池田唯一）

お答え申し上げます。御指摘のいわゆるICOによる資金調達につきましては、今ございましたように、海外で拡大している、そういう中で我が国でも実施例が出てきているということを承知しております。

こうしたものの将来的な規制をどうするかということをお尋ねでありますけれども、この

点につきましては、こうした仮想通貨あるいはICOの利用実態が今後どのように推移していくかということ、その中で、利用者保護ということを一方で考慮しつつ、同時にイノベーションとのバランスということも踏まえていく必要がある。そうした中で、法規制ということのみならず、業界による自主的な対応、あるいはICOのリスクに係る注意喚起、そうしたものを組み合わせながら、どのような対応が適切かを検討していくことが重要になるというふうに考えているところでございます。

●藤末健三議員

ビットコインについてお聞きしたいんですが、今価格が高騰しております、ビットコインとか仮想通貨、これ非常に苦情が来ているんじゃないかと思うんですが、消費者庁の福岡審議官にお聞きします。

二〇一四年にこの仮想通貨、苦情が百九十四件、二〇一六年度には六百三十四件と三倍増しているわけですが、今の状況はどういう感じでございますか、苦情は。

●政府参考人（福岡徹）

ビットコインを始めとする仮想通貨についての御質問かと存じます。

仮想通貨に関する消費生活相談についてでございますが、現下増加傾向にあるところでございます。平成二十八年度におきましては八百四十八件の御相談でしたけれども、本年、平成二十九年度におきましては、十二月三日までの登録分として千三百八十件となっております。

その内容でございますが、例えば、事業者の信用性に関するものとしたしましては、仮想通貨を購入したけれども、購入先から購入が完了したというメールが来ないので詐欺かもしれないという御相談とか、また、解約、返金に関するものとして、資産形成のための情報商材を買ったことをきっかけとして販売者から仮想通貨の購入を勧められて投資したが、全額の返金を希望するといったものがございます。

今後とも、消費者庁といたしましては、こういった相談の状況を注視しながら注意喚起などを行ってまいりたいと考えてございます。

●藤末健三議員

やはり、この仮想通貨、どんどんどんどんいろんな苦情が集まっているという状況でございます。

私、金融庁にお聞きしたいんですけど、この仮想通貨、私、市場として非常にまだ未整備じゃないかと思っております。なぜかと申しますと、仮想通貨を運用している会社が自分で自分のところのコインを買えるという、市場をコントロールしている会社が自分の商品を買える、これは何かというと、自分のところで置いているものを価格操作できるということになるわけでございますけど、それが許されているという現状であります。

私は、是非、仮想通貨の価格操作云々は法改正の必要があるのではなかなかコントロールできないと思うんですけど、今できる範囲、例えば仮想通貨市場で取引があったログイン、いろんな取引データをチェックしたり、若しくはそのソースコード、システムのプログラムをきちんとチェックするということを金融庁がすべきだと思うんですが、いかがでし

ようか。

●政府参考人（遠藤俊英）

お答え申し上げます。

委員御指摘のように、仮想通貨交換業者の自己売買、これは規制されておられません。各業者は、自ら運営する取引市場において自己売買取引を行うことができるものと承知しております。

こうした中で、利用者保護あるいは不公正取引の防止の観点から、自己売買について事後審査を行うなど公平な市場運営に向けた自主的な取組、これを行っている業者もいるというふうに認識しております。また、業界団体においても統一的な自主ルール策定に向けた議論、検討が行われているものというふうに認識しております。

金融庁といたしましては、各業者が運営する取引市場において不自然な動きがありました場合には、利用者保護の観点から、必要に応じて、検査監督権限に基づきまして、委員御指摘のように、当該業者の取引ログあるいはシステムのソースコードを確認するなど実態把握に努めて、必要な対応を行うこととしております。

金融庁といたしましては、引き続き、仮想通貨市場の動向に注視するとともに、仮想通貨交換業者における体制整備、自主的な取組の状況についてモニタリングしてまいりたいというふうに考えております。

●藤末健三議員

是非、金融庁はこの仮想通貨を育てるためにもきちんと監督をしていただきたいと思えます。

私が覚えていますのは、工業商品先物取引というのが昔ありまして、今でもあるんですけど、ありまして、二〇〇〇年初めはアジアでナンバーワンの市場が日本だったんですね。東京工業取引所だったんですよ。ところが、もうあつという間に抜かれて、今、大連とか上海が価格コントロールを握ってしまっていると。

何があったかと申しますと、先物取引のいろんな被害が、問題が出てきて、利用者保護、利用者保護ということでどんどん規制を強くした。それで、市場がどんどんどんどんしぼむ。まあ、しぼみはしませんが成長はしなくなったものですから、アジアのほかの市場が成長して抜かれてしまったというのがございますので、苦情が出て後で規制するというのは私はやるべきじゃないと思っています。是非、事前にきちんとした市場を育てるようにしていただきたいと思えます。

続きまして、このICO、バーチャルカレンシーの話のほかに、もう一つございますのがクラウドファンディングでございます。これも法律を整備しまして動き出したわけでございますけれど、平成二十七年度、国内のクラウドファンディング市場が三百六十三億円、それが平成二十八年度には七百四十五億円、そして今年度の見込みでは一千億円を突破するという見込みになってございまして、着実にクラウドファンディングも進んでおるわけでございます。

私自身、これはアメリカと比較をしますと、ただ規模はアメリカの方がもう十倍ぐらい大きいという状況でございまして、我が国でも中小企業が資金を調達する大きな私はずなツールになると思っています。是非、新たな資金調達手段としてのこのソーシャルレンディング、クラウドファンディングをどのように育てていくかということについて金融庁の見解をお聞かせください。お願いします。

●政府参考人（池田唯一）

我が国経済の成長を図っていく上で、新規成長企業へのリスクマネーの供給というのが大きい課題になっていると。その際に、御指摘のありましたソーシャルレンディングあるいはクラウドファンディングといったものは、そうしたリスクマネーの供給促進に資する重要な手段の一つとなり得るものと考えております。

金融庁としましては、一方で投資者や資金需要者の保護等の確保を図りつつ、リスクマネーの供給促進という観点から、中小企業者やベンチャー企業へ資金が円滑に供給されていくような環境整備に努めていきたいというふうに考えております。

●藤末健三議員

是非、よく規制というかコントロールしていただきたいと思っております。私は、このソーシャルレンディング、ピア・ツー・ピアのレンディングシステムでございまして、例えばシリコンバレーの人が日本の中小企業に投資したいという人もいますね、見ていると。そういう、インターネットを使いますのでグローバルな資金調達を進めることの一つの契機になると思っておりますので、是非外国の方も見てやっていただきたいと思っております。私は、やはりこのフィンテックで日本がきちんとした規制をつくり、そしてウィングルドンみたいにやっていただくことが必要だと思っております。

最後に、大臣にちょっと御質問申し上げますけれど、先ほど申し上げましたソーシャルレンディング、イニシャル・コイン・オファリングや仮想通貨といったフィンテックの問題は、恐らく大臣がいろいろ指揮していただきまして、金融育成庁ということで、貸金業法、銀行法とか出資法とかいろいろございまして、徐々に既存の法律でカバーしつつあると思っております。

ただ、私は、このインターネット、またスマホとかAIとか出る中において、フィンテックに対応した新しい法律の枠組みをもう検討する時期に来ていると思うんですが、大臣、いかがでしょうか。お願いいたします。

●国務大臣（麻生太郎）

我々が生まれるずっと前に、シカゴ・マーカントイルという今世界一の穀物取引所がシカゴにあるんですが、できたのは一八四八年。何だそんな古いのかとお思いでしょうが、大阪の淀屋の米の取引は一七二〇年って記録が残っていますよ。一七二〇年って誰の時代ですとすると、八代将軍吉宗公は既に米の取引やっているんですよ。ちゃんと紙が残っているから。それ見たら、一日の取扱高は二百万石と。日本全体で三百万石だったのに、一日の取引二百万石。どうやってそんなものがあるんだって、是非調べに、暇そうだったら調べにいくといいよ、そこ。本当、野党やって暇だ暇だとこの間言っていたから、あなた、そこ行くといいよ。あれ見たら、資料がちゃんと残っているから。

そうしたら、古い字で書いてあるんだけど、二百万石。ちょっと待てと、電話はおろかファクスとか何もない時代にどうやってそんなもの二百万石もできるんだって。あれ、全部手旗ですよ、手旗でやっているの。だから、東京だけは箱根を手旗では越えられなかったものだから、東京だけは一日遅れたの。岡山は、岡山まで半刻と、三十分ぐらいで届いちゃうの、岡山まで。それぐらい全部手旗でだだだだってやっていたというのが残っているんですよ。やればできる。少なくともアメリカよりはるかに百二十年も前こっちはやっていたんだから、それは堂々とできるんだと私は確信しているんですが。

今こういったような時代というのに関して、金が金を生むというのに対して、何となく我々の、お百姓さんからスタートして物づくり一筋で来た日本人になかなかあきんどの発想というのはなじんでいかなかったんだと。それが多分江戸ですよ。だから土農工商になったんでしょう、多分。多分それが理由なんだと思いますよ。僕は、その頃までは詳しくは知りませんが。

だから、今の話も間違いなく技術的なものというのは部分部分にあるんですよ。しかし、今何ととっても大きなメガバンクが全部やりますというシステムになっていますけれども、多分これから少額の取引の、送金だけやりますものとか、少額の取引のものでI C Oとか、いろんなもの、だけやりますというものができてきたときに、今の法律でそれはカバーできるかといったら多分できないんですよ。だから、多分抜け穴になっちゃうの。

そうすると、それは法律違反ですとしか言えなくならないようにしておかないと流れに遅れちゃうんだということを、多分、藤末先生のあれを私が因数分解して易しく言うと、こちら側にも分かるように言いやすくすると、多分そういうことを言っておられるんだと思うんですけども、間違いなくそれは我々としても長期的な方向で、長期的でもないね、我々としてはこの法律というものは新しく対応できるものを考えておかないかぬなという感じはしております。